

菜の花デイサービスセンター 運営規程 (指定通所介護事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人なごみの杜が開設する菜の花デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 菜の花デイサービスセンター
- 二 所在地 利根郡昭和村大字糸井1757番地311

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホーム並びにサテライト施設の施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 2名以上
看護職員 2名以上
介護職員 10名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（常勤兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日～土曜日までとする。年末年始も通常営業とする。
- 二 営業時間 午前8時00分～午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分～午後3時45分（6時間30分）までとする。
- 四 お預かりサービス時間 午後6時00分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は43名とする。

（通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 食事の提供
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円
- 二 食事の提供に要する費用として、昼食代560円
夕食代514円
- 三 その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費
- 四 サービス提供時間を超えて当該事業所を利用する場合、お預かりサービスとして15分につき100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、昭和村、沼田市、川場村、片品村、渋川市（旧赤城村）、みなかみ町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 機能訓練室や浴室等の設備・備品を利用する際には、管理者及び従業者が指示する

事項を遵守し、事故防止に協力すること

- 三 けんか、口論等他の利用者に迷惑をかけないこと
- 四 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること
- 五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること
- 六 第7条で定める通所介護の内容以外のサービスを求めないこと

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。また、利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又は蔓延の防止を図るため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情処理）

第14条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

（身体拘束の制限）

第15条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制の整備に努めるものとする。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

2 事業所は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人なごみの杜と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年12月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 1月16日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。